

第4回 市場使用料あり方検討委員会  
会 議 録

日 時 平成24年5月16日(水) 15:57~17:02

場 所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

## 開 会

○横山委員長 大変お待たせいたしました。若干、定刻前でございますが、予定されている委員が全員おそろいでございますので、これから第4回東京都中央卸売市場市場使用料あり方検討委員会を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。会議の進行につきまして、どうぞご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局から委員数の変更、定足数の確認及び報告事項をお願いします。

○早川幹事 事務局を務めます財政調整担当課長の早川です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員会開催が平成23年8月の第3回委員会開催以降大幅に遅れましたことを、またこのような遅い時間帯に開催となりましたことについて深くお詫び申し上げます。

申し訳ございませんが、座ったままご報告させていただきます。

初めに、第3回委員会までご出席いただいております首都大学東京大学院の渡辺隆裕教授におかれましては、研究専念期間に入られることから、10月以降委員としての職務を全うすることが困難とのお申し出があり、9月30日付で辞任されましたことをご報告させていただきます。その後の後任委員を選任しておりませんので、委員定数は19名となります。

なお、本委員会の開催につきましては、設置要綱第7の2により、委員の半数以上のご出席が必要とされております。ただいまのところ、委員定数19名のうち12名の方々のご出席をいただいておりますので、本委員会開催に必要な定足数を満たしていることをご報告いたします。また、本日は、小川委員、磯村委員、宮本委員、小池委員、野本委員、二村委員の6名の方々から事前にご欠席の連絡をいただいております。また、小川委員にかわり、東京食肉市場株式会社、島専務にご出席いただいております。なお、金井委員につきましては、少し遅れるとのご連絡をいただいております。

それでは、次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付してございます資料をご確認ください。順に、議事次第、座席表、委員名簿、幹事名簿、設置要綱、資料1-1、資料1-2の7点となります。お手元にない場合はお申し出いただきたいと思っております。大丈夫でしょうか。

次に、前回の委員会以降の人事異動に伴いまして幹事が変更しておりますが、対象者といたしましては、私、財政調整担当課長の早川だけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上となります。

それでは、横山委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○横山委員長 それでは、早速会議を始めていきたいと思っておりますが、議事に入ります前に、本日は中西市場長にご出席いただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

す。

○中西市場長 中央卸売市場長の中西でございます。第4回市場使用料あり方検討委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、昨年8月の第3回委員会開催以降、横山委員長をはじめ、学識委員の皆様方でワーキンググループを3回開催しておりまして、これまでの委員会のご意見を踏まえつつ議論を進めていただきました。今回こうして委員会を開催し、業界委員の皆様も交えて幅広く議論をすることができますのも、ワーキンググループにおいて鋭意ご検討いただいた賜物と厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これからの卸売市場は、消費者の安全・安心への期待や生産者、実需者のニーズに的確に対応していくことが必要でございます。本日ご議論いただきます「市場使用料あり方検討委員会 報告(案)」は、こうした卸売市場の方向性に基きまして、これまでの本委員会やワーキンググループでのご意見に基き、市場使用料の今後のあり方について基本的な考え方を整理したものでございます。

委員の皆様方には、広く大きな視点から活発にご議論をいただき、本委員会の報告としてまとめていただきたいと考えているところでございます。本日はよろしくごお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

なお、中西市場長は所用のためここでご退席いたします。

(中西市場長退席)

○横山委員長 また、報道関係のカメラ撮影もここまでとさせていただきたいと思っております。

(カメラ退室)

○横山委員長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議題は、1件でございます。「市場使用料あり方検討委員会 報告(案)ー市場使用料の現状と今後の方向性についてー」でございます。

平成23年8月に開催しました第3回委員会以降、私ども学識委員4名で構成されたワーキンググループを計3回開催し、検討を進めてまいりました。この検討状況とこれまでの3回開催されました委員会での審議内容を踏まえ、「市場使用料あり方検討委員会 報告(案)」として、資料1-1から1-2のとおりまとめさせていただきました。

本日は、この資料をもとに進めてまいりたいと思っております。なお、議事進行といたしましては、資料1-1に基き、第3回委員会までにご審議いただいた事項については概略をご説明させていただき、その後の検

討事項について詳細なご説明をさせていただいた上で、委員各位からご意見をいただくという流れで進めてまいりたいと考えております。

なお、資料1-2につきましては、これまでの委員会でもご説明させていただいてきた付属資料であることから、説明は割愛させていただきたいと考えております。

このような形で議事を進行することでご異議はないでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

○横山委員長 それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

○早川幹事 それでは、説明させていただきます。資料1-1「市場使用料あり方検討委員会 報告(案) -市場使用料の現状と今後の方向性について-」をごらんください。

それでは、早速本文の説明に入らせていただきたいと思いますので、目次の次の1ページをご覧ください。

第1 東京都中央卸売市場の現状についてでございます。

2の市場取引環境の現状と推移では、花きを除いて、取扱数量、取扱金額等減少傾向でございますが、2ページの(2)でございますが、水産物部、青果部では、卸売市場経由率が約6割であることから、卸売市場の果たす役割は依然重要であること。3の市場財政の現状と推移では、3ページの(2)の収益的収支や、めくっていただきまして、4ページの(3)施設整備に伴う財政状況から今後財政収支が悪化の傾向にあり、企業債残高はさらに増加傾向にあることを検証いたしました。

続きまして5ページの第2 現行の市場使用料に関する考察についてでございます。

2の市場使用料の徴収方式と算定方法では、まず農林水産省が示したアの使用料対象経費として、償却費、修繕費、人件費などの管理事務費、損害保険料及び地代等となっておりますが、一方、都では、6ページになりますが、使用料対象経費といたしまして、人件費、一般管理費、減価償却費、企業債支払利息等としており、地代を含めないところに違いがございます。一方、全国的に見ますと、27開設者のうち16開設者が都と同様に土地代を経費に含めていないという状況でございます。

続きまして、3 現行市場使用料体系と使用料収入の現状と推移では、昭和10年以降、都では売上高割使用料と面積割使用料を併用した使用料体系となっております。7ページの頭に記載のとおり、使用料収入に占める売上高割使用料の割合は、昭和60年度以降平成22年度までに半減するなど低下傾向にございます。その主たる要因としましては、面積割使用料の改定については、これまでの間に3回にわたって行ってきたことや取扱数量自体が減少傾向にあるということです。

また、4の負担の公平では、使用料の検証をする上で「負担の公平」は最も重要な視点の一つであるということから、平成11年度と現在の数値を比較し、以下に示した七つの角度から考察をいたしました。(1)「売上高」に対する売場使用料の負担割合。(2)として、「使用面積」に対する売場使用料の負担割合。

(3) といたしまして、「負担能力」に対する売場使用料の負担割合。8 ページに移りますが、(4) 業態間の負担。(5) 売上高割使用料と面積割(施設)使用料の併用、(6) 売上高割使用料の料率と負担割合。(7) 民間相場の反映の七つです。

これらの考察を受けて、9 ページの(8) のまとめにおいて、検証の結果、これまでの使用料体系については直ちに是正すべき不公平があるとは言えず、一定の合理性があること。ただし、民間相場の反映については総合的な見地から検討することが必要であるといたしました。

また、その下の5 卸売市場の公共性と使用料では、9 ページから 10 ページにかけて、卸売市場は公共性の高い施設ではあるものの、独立採算制の原則から使用者が使用料を負担することは矛盾するものではないこと。市場用地が一般会計から現物出資されたこと。地代を使用料算定対象経費外としていることや、行政的経費については一般会計から補助金を受けていることなどから、市場の公共的な役割に対する公的負担はさまざまな方法でなされていると整理しています。

続きまして、6 現行市場使用料体系と市場別使用料では、市場別使用料については(2)で、東京都という同一開設区域において相互に補完し合いながら、一体としてその機能を発揮していること。

11 ページの(5)では、導入した場合、市場関係業者の経営や市場自体の存廃に多大な影響を及ぼすことから、中・長期的な視点に立った検討が必要であるとの考えが示されました。しかし、一方、(6)で、市場を取り巻く流通環境は大きく変化しており、都民の食の安全・安心への期待や生産者・実需者の多様なニーズにこたえるため、卸売市場の機能強化を図っていく必要があります、その費用の取り扱いについては早急な議論が必要であるといたしました。

続きまして、12 ページをおめくりください。第3 卸売市場の機能強化と市場使用料における対応についてでございます。

1 卸売市場の機能強化に伴う使用料体系見直しの方向性といたしまして、平成 22 年 10 月に農林水産省の公表いたしました卸売市場整備基本方針やその次の段になります東京都の第9次卸売市場整備計画で挙げている方向性などを踏まえ、新たな施設ニーズといたしまして、13 ページに記載のとおり整理されました。

まず一つ目といたしまして、卸売場等の低温(定温)化等によるコールドチェーンの確立。二つ目として、加工・パッケージ施設など多様なニーズへの対応。三つ目として、物流の改善です。そして、(3)で見直しにおける基本的なとして、ア 新たな機能を付加する施設については、受益と負担の明確化や負担の公平を図るため、現行使用料体系(総括原価方式)に新たな機能を付加することによってかかる経費を個別に加味した新たな使用料体系を検討する。イ それ以外の施設については、当面、現行使用料体系(総括原価方式)を維持する。ウ ただし、新しい使用料体系を具体的に検討する際は、市場関係業者の経営状況等に十分な配慮を行うと整理いたしまして、そのイメージがこの下の絵になっております。

続いて、14 ページをごらんください。14 ページ以降にその対応の具体的な考え方についてイメージしていただきやすくなるよう事例をお示ししながら整理いたしました。まず、卸売場等の低温（定温）化等についてですが、アの現状といたしまして、これまでは付加的に整備する施設とされていたことから、市場関係業者による造作、設備費負担額、市場用地貸付などの制度を活用して実現した経緯がございます。以下に実際の事例を示しております。

まず、造作の事例といたしましては、築地市場の青果部、葛西市場の青果部二つですけれども、それを写真つきで紹介しております。

続きまして、16 ページ、17 ページには、設備費負担額の事例といたしまして、足立市場の水産物部、築地市場の水産物部、そして 18 ページをごらんください。市場用地貸付制度の事例といたしまして、葛西の青果部を紹介しております。

19 ページ、イ 今後の方向性といたしましては、2 段目からですが、東京都では水産物部、青果部の卸売場の低温（定温）化率は、平均 33%であり、品質管理の要請に十分にこたえきれておらず、コスト面等を踏まえつつも低温（定温）化を図っていく必要があります。そのために、具体的には低温（定温）卸売場、低温（定温）仲卸売場、低温（定温）荷さばき場等の施設整備が想定されますが、これらの施設整備に際しましては、都と市場関係業者との間で整備の負担区分や運用方法等について十分協議を行った上で、都が整備する場合には、新たな使用料区分を設定することが必要であるとしております。

そしてウの考え方として、これまでの造作、設備費負担額の使用料負担の考え方を踏まえ、今後、都の整備による低温（定温）卸売場等の使用料区分を新設する場合は、これまでの市場関係業者の負担との公平性を考慮し、基本施設に係る使用料に温度管理に必要な機能に係る経費を上乗せして算定する必要があると整理されました。

20 ページには、その使用料の考え方の内訳を載せてございます。

同様に、21 ページになりますが、（2）加工・パッケージ施設等多様なニーズへの対応では、アの現状といたしまして、付加価値施設として造作等の活用によりこれまで整備されてきました。以下に、その事例といたしまして、足立市場水産加工場を紹介しております。

22 ページをごらんください。イ 今後の方向性といたしましては、これらの施設につきましては、市場用地貸付制度の活用も踏まえた整備をしていくだけでなく、施設レイアウト等の関係から、都が直接施設整備を行うことも想定されるとしています。そのため、ウの考え方として、都がそのような付加価値施設を整備する場合は、その施設使用に応じて現行使用料体系に機能強化等に係る経費を上乗せした区分を新設する等の対応が必要であるとし、加工・パッケージ施設については、現行使用料体系の作業所使用料に施設使用に応じた機能強化等に係る経費を上乗せして設定する。保管施設につきましては、既存の倉庫使用料に施設使

用に応じた機能強化等に係る経費を上乗せして設定する。配送施設につきましては、荷さばき場使用料に施設使用に応じた機能強化等に係る経費を上乗せして設定する必要があるといたしました。

そして、23 ページの後半になりますが、(3) 物流の改善につきましては、まずアの現状といたしまして、これまでも市場関係者の方々の努力によりさまざまな形で進められてきましたが、依然車両等が輻輳するなど、さらなる物流の改善を図る必要がある状況であります。

そして、24 ページをごらんください。その取り組み事例として大田市場の市場用地貸付制度をご紹介します。

そして、イ 今後の方向性としていたしましては、荷さばき施設の整備を進めていくことがこれからも必要であり、さらに、品質管理の高度化を目的として、低温（定温）化等の整備の想定も必要であることから、ウの機能強化の考え方としていたしましては、既存の荷さばき場使用料に卸売場等の低温（定温）化等と同様の必要な機能に係る経費を上乗せして算定する必要があるといたしました。

続きまして、25 ページ、第4 市場使用料に関する諸課題の検討についてでございます。

まず一つ目に、通過物使用料の現状と今後の方向性を整理いたしました。

(1) 通過物使用料の概要でございますが、通過物使用料とは、他市場などへ搬送される物品が輸送の都合などで一時的に市場内に搬入されるもので、市場の取扱物品として上場されることなく市場を通過して他に搬出される物品について、それを搬入する荷扱人から市場施設の使用料として徴収する使用料です。

条例及び規則において、こちらに書いてあります以下のとおり定められています。

26 ページをごらんください。(2) 通過物使用料の徴収方法といたしましては、搬入荷扱人の届出に基づき行うのが原則となっております。

そして(3) 以下で、都における通過物の使用料の現状は、中核的な拠点市場を中心として通過物があると推定されますが、鉄道輸送から自動車輸送へのシフトや荷物の混載等、輸送形態の複雑化により、実態把握が困難なこともあり、直近の10年間において収入実績は全くない状況でございます。

課題といたしましては、自動車輸送が主流となり輸送形態等が複雑化していることから、梱包資材等を除いた取扱物品のみの重量を対象としていること。輸送途中に転送先や数量が決定されたり、市場到着後荷物の一部をおろし、新たに別の荷物を積んで他市場等に転送するなど、その実態を把握することは極めて困難となっております。また、実態把握を1台ごとに行うとすると、市場内物流が混乱し、搬出先への輸送に大幅な遅延を来し、市場の機能・魅力の低下、市場取引の減少を引き起しかねず、実態把握や納入時の手続等にかかる費用など、費用対効果の観点からも現実的ではないのが実態であるというふうに整理されております。

そして、27 ページにありますとおり、昨年秋に他都市に対する実態調査を行いました。結果といたしま

しては、28 ページをごらんください。30 都市中、通過物使用料の規定があるのは4都市のみ。直近 10 年間の収入実績は1都市のみであり、その1都市につきましても通過物全体を捕捉しているわけではないとのことでした。

以上の状況を受け、(5)の今後の方向性といたしましては、29 ページにありますとおり、自動車輸送が主流の現在では通過物使用料を徴収することは極めて困難であり、現行方式を補完、あるいは代替する実効性のある方策を検討すべきであり、その一つとして、市場内に転配送作業専用の転配送施設を建設し、当該施設使用者から使用面積に応じた使用料を徴収する方法が考えられます。また、今後の情報通信技術等の進歩も注視しつつ、引き続きそのあり方は検討していくことが重要であると整理されました。

続きまして、二つ目でございますが、市場用地売却収入の取扱いに関する基本的な考え方と市場使用料では、(1)で、市場用地は一般会計から現物出資されたことや、都では地代を市場使用料算定対象経費外としていることから、(2)で、市場用地は市場収入をもって新たに取得したものとは言えず、その処分による売却収入は特殊な事情によって発生したものと考えるべきであるとしています。

また(4)で、神田市場等の移転の際も、その跡地売却益を建設改良積立金等に積み立て、各市場の施設整備の財源として充当し、有効活用を図ってきています。

以上より、30 ページの一番上にありますとおり、市場用地売却収入つきましては、経常的な収支から分離し、卸売市場の資産の必要な維持拡大を図るため、再投資の財源として活用することを基本とすべきであるとしています。

最後に 31 ページ、第5 市場使用料の今後の方向性についてでございます。

まず1 市場財政の強化に向けた取組の必要性では、コスト削減等の取組みとして、人件費削減に向けた徹底した見直しとともに、施設整備に際しましては、費用対効果の徹底によるコスト削減に努めるなど、市場にかかわるすべての関係者が効果的な整備に努める必要があるとしています。また、収入増に向けては、(2)にあるとおり、資産有効活用のさまざまな取り組みを挙げ、収入向上に努めるべきであるとしています。

そして、32 ページをご覧ください。(3)将来の負担のあり方として、市場機能を継続的に維持・発展させるために、市場関係業者の経営状況等に十分配慮しつつ、適切な時期には負担のあり方を検討していくべきであるとしています。

また、(4)の新たな収入にかかる中・長期的な検討といたしましては、国の基本方針などの動向を踏まえつつ検討していく必要があるとしています。

そして最後に、2 市場使用料の今後の方向性です。

この委員会では、都の第9次整備計画の示した機能強化の方向性により、都がそのような新たな機能を付



加した施設を整備した場合の新たな使用料体系を検討する方向性を示しました。一方で、それ以外の施設については、当面、現行使用料体系を維持すると整理しております。近年、卸売市場を取り巻く環境は急激に変化しており、今後も時代に合わせて変化していくためには、今回の見直しの方向性のあるべき使用料体系構築に向けた第一歩と捉え、今後も負担の公平の確保に向けて制度自体を踏まえた検証・見直しを図ることが必要であるとしています。今後の市場使用料の検証・見直しに当たっては、卸売市場の整備方針やあり方等の検討を踏まえ、幅広い視点で多角的に取り組んでいくことが必要であると、報告書として最終のまとめとしております。

なお、資料1-2につきましては、委員長からお話のありましたとおり、これまでの委員会でもご説明させていただいてきた付属資料でありますので、説明は割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。以上が、これまで委員会及びワーキンググループで審議・検討してまいりましたことをまとめた報告書となります。

ただいま事務局より説明のあった資料につきまして、委員の皆様よりご意見等を賜ればと思います。ご意見等ございます委員は挙手の上ご発言をお願いいたします。どなたからでも結構です。

藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員 これは字句の問題でございますが、5ページの使用料負担者及び徴収方式のところ、(イ)のところ「仲卸業者」、その隣が「附属営業人等」となっておるんですが、今、「附属営業人」という名称はなくて「関連業者」になっておりますので、ここの字句だけは直しておいてください。

以上です。

○横山委員長 ご注意ありがとうございます。

ほかにございますか。山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 築地の東卸の理事長をしております山崎でございます。資料の中に、新たな機能を付加する施設について云々とありますが、今後コールドチェーンを市場に推進していく考えである都としては、市場におけるコールドチェーンというのは、どのような温度帯に対応できる施設を考えているのかということを質問したいんですけども。

○横山委員長 では、事務局お願いいたします。

○江藤幹事 コールドチェーンの内容につきましては、取扱品目ごとに適した温度帯の設定が必要でございます。加えまして、品質管理の仕組み、それから売場の日照、通風等の環境、そして商品の滞留時間帯の実態を踏まえまして、イニシャルコスト及びランニングコストも考慮し、適切な整備の内容を決定していくべきだと考えております。都といたしましては、市場関係業者の皆様とその内容を具体的に協議を重ねていく

ことによりまして、機能的なコールドチェーンを構築していきたいと考えております。

○山崎委員 温度帯等はまだあれですか。その辺のところの設定というか。

○江藤幹事 今申しあげましたとおり、取扱品目ごとに適正な温度帯というのは異なっているかと考えております。またそれに加えまして、今申しあげました売場の環境の状況とか、またその品物がそこに滞留する時間帯によってもその設定は異なってくるのかなと考えておりまして、そういう内容とまさしくコストを含めて今後市場関係業者の皆様と具体的な協議を進めていく中で構築していきたいと考えております。

○山崎委員 その状況に応じて適正にやるということですね。

○江藤幹事 はい。

○山崎委員 わかりました。それと2番目なんですけど、これは確認の意味でお聞きしたいんですけど、豊洲新市場は、現行の使用料体系で使用料が設定されているのかどうか。また、資料の中に、当面現行使用料体系を維持とありますが、この当面の意味といえますか、それはどういうふうになればよろしいのでしょうか。

○横山委員長 本間幹事、お願いします。

○本間幹事 先ほどご説明をさせていただきました使用料体系の見直しの方向性、基本的な考え方でございますが、これは全市場を対象としております。一方、東京都卸売市場整備計画（第9次）では、築地市場を豊洲地区に移転するとしておりまして、豊洲新市場はいわば築地市場の代替であると考えております。でございますので、当然のことながら、先ほどの全市場に該当すると認識しております。

また、「当面」のことについてのご質問でございますが、これも先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、現行の使用料体系に、民間相場等といったものを導入してしまいますと、地価水準等が市場間で大きく異なるため、大幅な負担格差が生じる結果になります。そうしますと、市場関係者の方々の経営に多大な影響を及ぼすことが想定されますことから、こうした考え方は、中・長期的な視点に立った検討が必要であるとしてございます。こうした点などを踏まえまして、新たな機能を付加する施設以外の施設につきましては当面現行使用料体系を維持すると整理をしたものでございます。

○山崎委員 一応、今当面ということで、どこまでが当面なのか僕にはよくわかりませんが、一応これはできるだけ、我々やはり市場で営業する者にとっては、使用料の負担というのは非常に大きな経営の重荷になると思うんですね。特に今厳しい経営状況を強いられている我々仲卸の立場から言いますと、その辺については行政として非常に考えていただいて、本当に我々が安心して豊洲でも商売ができるような、そういう使用料体系を考えていただければいいかなというふうに考えております。

それと、もう1点なんですけど、通過物使用料についてということで、先ほどの説明の中にもございました。直近10年間一切そういったものが使用料として計上されていないというようなお話でございました。し

かし通過物が、要するにちゃんと把握していないで、ただ云々ということではなかなか理解しがたい部分があるんじゃないかなと。やはり行政として、費用がかかるとかかからない、これは問題以外の話でして、きちっとその辺のところの把握をしていただいて、本当にそれが現実ちゃんと我々に報告ができるような体系をとっていただければいいかなというふうに思うんですよね。これは、通過物といいましても、非常に我々市場を取り巻く交通の問題においても、これさえなかったら全くスムーズに搬出入ができるのに、通過物があるために入り口の中で混雑をしているというようなことが間々あると思うんですよね。そういうことを考えたときに、それなら通過物を市場内に入れたい方がいいんじゃないのかなというような考え方も一方ではあるわけでございます。そういうことを考えますと、この通過物使用料というのは、ある面においてはもう一度行政の立場で、やっぱり正確に把握する必要があるのかなというふうに思うわけでございます。そういう意味で、今日は質問の中に入れていただきました。

以上でございます。

○横山委員長 では、本間幹事。

○本間幹事 資料と重複をするんですが、若干ご説明を、長くなりますが、させていただきたいと思います。

今お話があったとおり、条例では通過物を搬入する卸売業者、輸送業者、出荷者等の荷扱人は、市場に通過物が到着をしたとき速やかに届け出るということになっておりまして、その届出に基づいて東京都は徴収するということが定められております。しかし、荷扱人からの届出がなくて、現実徴収実績がない状況が続いておるわけでございます。繰り返しになって恐縮ですが、この原因は、鉄道輸送からトラック輸送へ手段が変更されたことや、同一車両におきまして、市場取扱物品と他市場への搬出品の混載が行われていること。また、輸送業者の方々においては、発泡容器や氷などの梱包資材を除いた取扱物品のみの重量の把握を通常行っていないことなどが挙げられるわけでございます。こうしたことから、通過物の実態を捕捉することは極めて困難と考えているところでございます。

こうしたことをワーキンググループでも申し上げましたところ、そうした実態があるわけではあるが、現実に市場をそういう形で利用している事業者が存在するのであれば、何らかの対応を図るべきではないのかという委員からのご指摘がございました。そのため今回、現行方式を補完、あるいは代替する方策を検討し、その一つとして転配送施設を建設して、使用面積に応じて使用料を徴収するという考え方をお示しさせていただいたところでございます。また、情報技術が進歩することが考えられますので、通過物の捕捉が容易になることも可能であることから、引き続きそのあり方を検討することが重要だと整理をしたところでございます。

なお、通過物使用料が取れないのであれば、通過物を市場内に入れないようにすればどうかというような趣旨のお話だったと思いますが、通過物を捕捉することが、今申し上げましたとおり極めて困難でございま

して、かつ通過物を捕捉するため、上場される物品と通過物として他市場に回る部分を判別するという作業を行えば、市場内の物流が著しく阻害されるだろうということが懸念されますので、今申し上げましたような代替策、補完策で考えていくべきではないかということで整理をさせていただいたところでございます。

○山崎委員 いろいろ今、ご説明よくわかりました。しかしながら、この前も確か言ったと思うんですが、やはり抜き打ち的に行政がそういうことをやることは非常に効果的になるんじゃないかなと。といいますのは、いや、築地は大丈夫だよ。通過物も何もない。みんなあそこで何とかやれば東京都の調べがないとか、そういうことになりますと、大変に不公平な中で市場の物流の混雑といいますか、そういうことがあるんじゃないかなというふうに思いますので、ただ単に指摘しただけではなくて、一度でも二度でもそういう実績をつくっていただきたいと。それがやはり行政としてやっていただく必要があるのかなと。やってみたらこうだったと。そういう実績もないまま、全く10年間なかったというような、このご報告の中にありますけど、もう一度原点に戻って抜き打ち的に調べていただければ、もっと通過物の問題については詳しいことがわかるんじゃないかなというふうに思う次第でございます。ひとつよろしく願いいたします。

○横山委員長 それでは、腰塚委員、お願いいたします。

○腰塚委員 市場取引環境の現状と推移という中で、2ページのウ 食肉のところですよ。取扱数量と金額に平成元年のピークと昨年23年度のパーセンテージが出ていますけれども、これは、我々食肉市場に携わる者が営業の怠慢とかということで数字が落ちているということじゃないんですね。平成3年のBSE、それと平成22年の口蹄疫、そして昨年原発によるセシウム汚染の問題ですね。これによって非常に食肉、特に牛肉を取り巻く環境というのは今最悪の状態なんですね。その上で、11ページの(6)しかし、現在、市場を取り巻く云々と書いてあります。これはまさにこのとおりで、我々は東京都民に安心して安全な食肉をお届けするために日々努力をしているわけですね。そういう中の一環として、コールドチェーンというのは何十年も前から始めているんですけども、特にここへ来て、衛生、品質の保持のために非常に金をかけています。そのために我々仲卸の営業の内容というのは悪くなっているんですね。そういう中で、先ほどから話の出ている使用料はこのままでしばらくいくよというのは、もうこれはぜひそれをお願いしたいんですけども、その上に我々が現状でいろいろ設備投資している中の資金、運営の運転資金、それに対して東京都さんのほうから低利の融資をお願いできるようなこともひとつ考えていただきたいと、このように思っております。

○横山委員長 今の委員のご意見について事務局のほうからどなたかお答え等……。では、本間幹事。

○本間幹事 ちょっと申しわけございません。融資に関してどのような融資制度があるのかというのは、今、手元に持ってございませんので……。

○腰塚委員 これはついでの話みたいになったんですけども……。

○横山委員長 では、塩見幹事、お願いします。

○塩見幹事 私ども、食肉市場に限らず、震災対策として融資制度を作ったり、いろいろな方策を行いまし、一部、実態としては、ご不満な点もあったとも聞いております。現実にもたいろいろ話があれば、業界を通じてご要望いただければ、私どもそれに対してまた考えていきたいと思っておりますし、それがまた役に立つような形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○腰塚委員 ありがとうございます。我々組合はお借りしているんですね。ですけども、組合じゃなくて、個々の業者にそれぞれにという形もこれから考えていただければなと思っております。

○塩見幹事 若干そういうお話があって、私ども転貸を認めなかったりして、実際のところ個々の業者さんが云々という話も聞いております。我々行政の一定の制約等々ありますが、ただ、政策を打つには当然役に立つようなものじゃなくちゃいけないというのは、日々これは思っております。ただ、実際、行政が個々の業者を支援するというのはなかなか実態として今まで例もないので、いろんな工夫は必要だと思いますが、本当にかゆいところに手が届く、そんなやり方はいろいろ考える必要はあるかなと日々思っているところがございます。

○腰塚委員 ありがとうございます。

○横山委員長 横山幹事、お願いします。

○横山幹事 支援については震災の問題ですか、特別の事情があればそういう財源がとれるんです。今のお話の中で、日々の営業の中でもって業者さんをどう支援していくのかについては、我々、経営相談とかいろいろやっております。例えば個々の業者さんに、この場合については制度融資が利用できますよとか、実際に銀行融資をした場合は余裕があるんじゃないでしょうかとか、私どものほうの公認会計士、弁護士、中小企業診断士等がご相談に当たって、具体的にその業者さんに合った形でアドバイスを与える。さらにそれが、かなり広がりが出るようであれば、そのときにまた予算措置をするということは考えられると思います。

○腰塚委員 ありがとうございます。我々、要するにトレーサビリティの問題以降非常に、この間もちょっと何かキュウリで問題ありましたよね。ですけども、我々食肉に関しては、非常に金、手間、本当にかけて、従業員も何人かそれだけの人間をつくったりして営業しているので非常に大変だと。被害妄想じゃないんですけども、食肉は本当に大変だなということをおわかっていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○横山委員長 ご意見ありがとうございました。それでは、伊藤委員、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 水産の卸の伊藤でございます。今回これだけの報告書をまとめられたということに対して敬意を表します。

私、これを理解するのに、今回は売上高割使用料と面積割、あるいは施設使用料、これは併用するという

ことと、それから、新しい機能については、それはそれで別途使用料として徴収すると。こういうのが骨子だと思うんですよ。現実ここに具体的に書いてございますのは、売上高割使用料のことを8ページで書いてございますけれども、売上高使用料は卸売業者が92%負担していると。それから、さらに、売上高割使用料と施設使用料の比率が卸売業者においては半々だと、こういう書き方をなさっています。全体がよくつかめないんですけども、これらから見ても、売上高割使用料というのはかなり比率的に高いものだというふうに思うんですよ。ここで一つ考えていただきたいのは、片一方の施設、いわゆる面積割の施設は、新たな機能が加わろうが、あるいはここに低温（定温）のことをいろいろ書いてございますけれども、そういうものの全体を使った上でもたらされる売り上げに対してかかる売上高割だと私は思うんです。そうですね。ですから、そうであれば、単純に付加された機能、そういうものが新たに加わった機能についても、それは売上高割には当然寄与しているはずですよ。したがって、かかったものをすべて面積割にかけるということはおかしいと思うんですよ。ですから、当然、新しい機能のうち売上高割に含まれている部分があるのだということ。これは判断するのは非常に困難だと思いますけれども、考え方としてはそうすべきだと思います。したがって、かかったものを全部面積割にかけてしまうということはおかしいんじゃないかということをおっしゃいます。

と同時に、私ども業者の立場で申し上げれば、13ページに使用料体系見直しの方向性とございますけれども、ア、イ、ウと3点ございますが、特にウのところ、「新しい使用料体系を具体的に検討する際は、市場関係業者の経営状況等に十分な配慮を行う」ということが改めて書いてございますけれども、この点は十分にご配慮いただきたいと思っております。先ほど業者は大変経営が厳しいというお話がございましたけれども、私どもも全く例外ではございません。そういう状態の中で、今こういう新しい使用料体系ということでございますので、この全体、根本的なことを考えれば、売上高割と面積割、その面積割の中に新しい施設、新しい機能、それも加わっているんだと。それは売上高割には当然に影響するんだということをお十分に考えていただきたいと思っております。

以上です。

○横山委員長 では、塩見幹事。

○塩見幹事 今、伊藤会長の最後のほうの話で、当然新しい使用料体系の具体的検討の際にはというお話がありました。これについては前回の第3回委員会で泉委員から、当時は直接じゃなくてなぞかけのような質問がありまして、それに私が答えたわけでありまして、基本的には当然、十分そういうことは考えて、山崎理事長もおっしゃったように、東卸の皆さん方も安心して豊洲で仕事ができるような、そういったことを当然考えていく必要があるんだろうと思っております。

それと、伊藤会長のもう一つの質問は非常に難しいんですが、機能の実際の話は、これは具体的話になる

ので、今日は基本的な考え方ですので詳しくは議論しないとしても、いずれにしても、機能アップされた部分で仕事をすれば、当然付加価値がついたところで売り上げが伸びると。そうなったら当然その中から私どももいただく売上高使用料はふえていくだろうと。そういう形では考えております。そういう理屈かなと思っておりますので、その点では私どももそう思っております。

○伊藤委員 まさにそういう点の私からの指摘でございます。

○横山委員長 ほかにどなたかございますか。

○早川幹事 すみません、委員長、一言よろしいでしょうか。

○横山委員長 はい、どうぞ。

○早川幹事 一番最初に藤井委員のほうから、5ページのウの（イ）のところの表現方法についてご指摘があった件なんですけれども、一応、こちらのものは昭和48年9月の国の提示された内容を、すみません、そのまま提示させていただいております。ただ、おっしゃる意味はわかっておりますので、1ページめくっていただきますと、都のほうのウの（イ）のほうでは、「関連事業者等」というふうに書かせていただいておりますので、認識は十分持っておりますが、ちょっとこのページとしては、かた苦しくて申しわけないんですが、農林水産省の昭和48年のものをそのまま持ってきておりますので、これは、ここで我々が勝手に変えてしまうのもちょっとどうかと思いますので、このままの表現でお願いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藤井委員 わかりました。

○早川幹事 ありがとうございます。すみません、以上です。

○横山委員長 ほかにいかがですか。乙川委員。

○乙川委員 よろしいですか。東京買参組合の乙川と申します。腰塚理事長が言いましたように、今、食肉は本当に厳しいと。どうして厳しいかという、仕組みが悪いんですね。例えば、あれもやっちゃいけない、これもやっちゃいけない。もうからないですよ、正直言います。もちろん違反はいけないんですけども、あまりがんじがらめにするともうけが出ないと。ヒアリングをやっているからわかると思いますが、東京都が今どんな感じかというのは、ですから、今言ったように、あまりにもがんじがらめ過ぎると。もちろん違反はいけないんですけどもね。例えばキュウリにしても、福島のキュウリが売れないために恐らく偽装したんだと思いますけども。それは悪いには悪いんですけども、以前よりもうんと悪くなったというのが現状じゃないかと思えます。そればかりじゃないですけども、少し仕組みを変えていったらいいんじゃないかなというふうに思えますね。

○横山委員長 ありがとうございます。横山幹事。

○横山幹事 よく規制緩和という話において、市場の中での規制が多過ぎるという意見が確かにございます。

私が 30 年前に市場に入ったときと比べると、取引規制は少なくなっております。ただ、委員のお話でちょっと誤解があるといけないのは、取引規制と異なって衛生管理、品質管理、安全・安心に関する規制は今重要な要件でございます。それについては、中央市場に対する都民の安全・安心に対する信頼を確保するために最低限の、規制とか取り締まりという言い方はちょっと悪いんですけども、そういったものは残さざるを得ないと我々考えております。ですから、ある意味で取引上の規制はかなり緩和されております。ただ、安全・安心に関するものは、これからは中央市場、特に公設市場の中心だと思っておりますので、この部分についてはやはりある程度ご理解をいただいて、中央市場に対する都民の信頼を維持する観点からも、最低限のものはやはり残さざるを得ないと、そのように考えております。

○横山委員長 ほかにいかがですか。今、業界代表者の委員各位からご意見をいただいたわけですが、学識経験者の先生方から何かご発言があれば、一言ずつでもちょうだいできればと思いますが、いかがですか。

金井委員、何かございますか。

○金井委員 いや、特にありません。

○横山委員長 西尾委員、いかがですか。

○西尾委員 いえ、特に……。

○横山委員長 では、野見山委員。

○野見山副委員長 感想みたいなものなのですが、報告書の中にも最後に出ておりますけど、生鮮農産物の流通環境というのは日々大きく変化しています。ですから、今回、皆さんのご協力を得て市場使用料のあり方についての報告書案が出来上がったわけですが、これについても数年たちますと、新たな機能というもの陳腐化しますし、あり方自体を考え直す必要があるのではないかなと思っております。

以上です。

○横山委員長 ありがとうございます。本日これまで委員各位から多くのご意見をいただきました。今後、東京都において具体的な使用料について検討していく際には、今、伊藤会長と塩見幹事とのやりとりもありましたように、関係者の方々と十分調整しながら進めていくということが確認できたと思います。最後になりますが、この報告書につきましては、まだ「(案)」がついてございます。この報告書の内容はあくまで使用料の基本的なあり方の考え方でございますので、いろいろご意見もあろうかと存じますが、報告書の「(案)」を取って、そしてこの内容で、できましたら最終報告とさせていただきますと考えておるんですが、いかがでございましょうか。——ご異論がないようでございますので、それでは、「(案)」を取らせていただいて、この内容をもちまして最終報告とさせていただきます。

最後に、事務局より何かございましたらご発言をお願いいたします。



それでは、塩見幹事、お願いいたします。

○塩見幹事 それでは、改めまして、最後に事務局より皆様方にお礼を述べさせていただきたいと思ます。

委員の皆様方におかれましては、平成 21 年 7 月の第 1 回開催よりこれまで 3 年間、お忙しい中まことにありがとうございました。この 3 年間というのはいろんなことがありまして、まさに豊洲新市場への移転がかなり政治問題化されているようなことがありました。ある人に言わせれば無駄な 3 年間だったかもしれませんが、そういった積み重ねの中でいろいろご議論をいただきまして、本日意見をまとめられたということにつきましては、横山委員長には重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

まさに本日まとめていただきました報告書を中心に、今後、具体の使用料、そういったものを東京都として責任を持って進めていかなくてはいけないということでもありますので、現実に即して、しかも、今の経営状況等を十分考えながら、また、今ご指摘もあったように、その機能自体がともすれば 1 年 1 年陳腐化していくような、そういった流通環境の変化等もあるというお話でありますので、本日いただきましたご意見等も踏まえ、今後とも皆様方のご指導をいただきながら、私ども東京都として具体の使用料の実際に当たっていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、将来にわたって我々の市場会計が公営企業としてやっていけるということの根底には、私どもの努力も必要だというふうに思っておりますが、引き続き業界の皆様方のご協力をいただきまして、私ども市場行政を今後ともしっかりやっていく所存でございますので、今後ともよろしく願います。

どうもありがとうございました。

○横山委員長 それでは、最後になりますが、平成 21 年 7 月に開催しました第 1 回委員会から、これまで皆様にあるべき市場使用料のあり方について積極的なご意見等をいただき、本当にありがとうございました。

このような形で報告書をまとめることができましたのも、ひとえに皆様方のおかげと存じております。

今回の報告書が今後の東京都中央卸売市場の活性化等につながることを願いつつ、本委員会を終了させていただきたいと思ます。

本当にありがとうございました。

閉 会